

建築確認申請等の手数料の改定について

法改正により、原則すべての建築物への省エネ基準適合の義務付け及び建築確認・検査対象の見直しを実施されることに伴い、建築確認申請等の手数料を改定します。

【1】建築基準法関係(建築確認申請、完了検査等)(R7.4.1改定)

・基本手数料(※新築、増築、改築の場合)

種別及び床面積の区分		A-1	B-1	C-1	C-2	C-3	C-4
		確認申請	中間検査	完了検査			
				省エネ検査 無		省エネ検査 有	
				中間検査 無	中間検査 有	中間検査 無	中間検査 有
建築物	30㎡以内	8,000	15,000	20,000	16,000	24,000	20,000
	30㎡を超え100㎡以内	18,000	20,000	26,000	23,000	30,000	27,000
	100㎡を超え200㎡以内	31,000	32,000	38,000	35,000	42,000	39,000
	200㎡を超え500㎡以内	42,000	38,000	43,000	40,000	49,000	46,000
	500㎡を超え1,000㎡以内	66,000	52,000	59,000	55,000	69,000	65,000
	1,000㎡を超え2,000㎡以内	97,000	70,000	80,000	76,000	94,000	90,000
	2,000㎡を超え10,000㎡以内	231,000	159,000	193,000	182,000	227,000	216,000
	10,000㎡を超え50,000㎡以内	335,000	239,000	282,000	268,000	331,000	317,000
	50,000㎡を超える	561,000	430,000	493,000	474,000	579,000	560,000
建築設備	13,000		17,000				
建築設備(小荷物専用昇降機)	6,000		11,000				
工作物	13,000		12,000				

※申請対象が複数棟ある場合はその床面積の合計により区分し、完了検査の手数料算定における省エネ検査及び中間検査の有無が混在する場合、「有」の区分により算定します。

・省エネ性能(仕様基準による場合)の審査を要する場合の加算手数料

種別及び床面積の区分		A-2
		確認申請 A-1に加算
一戸建て住宅	200㎡未満	11,000
	200㎡以上	12,000
共同住宅等	300㎡未満	21,000
	300㎡以上2,000㎡未満	33,000
	2,000㎡以上5,000㎡未満	53,000
	5,000㎡以上	69,000

※建築物確認申請の審査の中で、仕様基準による省エネ性能の審査が必要な場合に確認申請の手数料に加算が必要です。
 審査を要する対象が複数棟ある場合は、棟ごとに算定して加算します。
 なお、省エネ適判を受ける場合は、別途、省エネ適判の手続き及び手数料が必要となります。
 (兼用住宅及び併用住宅は、非住宅部分を含むため、省エネ適判の手続きが必要です。)

・計画変更確認申請の場合の手数料(※新築、増築、改築の場合)

種別	A-1
	計画変更確認申請
建築物	当該計画の変更の対象たる床面積の合計に1/2を乗じて得たもの(床面積の増の場合はその増加する面積)を床面積とみなして、A-1の床面積の区分に対応する金額
建築設備	9,000
建築設備(小荷物専用昇降機)	4,000
工作物	9,000

移転、用途変更、大規模修繕、大規模模様替の場合の手数料は次ページを要確認!

・移転、用途変更、大規模の修繕、大規模の模様替の場合の手数料

種別	A-1		C-1
	確認申請	計画変更	完了検査
建築物	当該移転、用途変更、修繕、模様替に係る部分の床面積に1/2を乗じて得たものを床面積とみなして、A-1の床面積の区分に対応する金額	当該計画の変更の対象たる床面積の合計に1/2を乗じて得たもの（床面積の増の場合はその増加する面積）を床面積とみなして、A-1の床面積の区分に対応する金額	当該移転、用途変更、修繕、模様替に係る部分の床面積に1/2を乗じて得たものを床面積とみなして、C-1の床面積の区分に対応する金額

【2】建築物省エネ法関係(R8.4.1改定)

■建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料(法第11条第1項又は第12条第2項)

①非住宅で評価手法が簡易な計算方法※4の場合

延べ面積 (㎡) ※3		計画変更又は軽微変更該当証明書 ※2			
		建築基準法上の用途が 「工場等 ※1」	建築基準法上の用途が 「工場等 ※1」以外	建築基準法上の用途が 「工場等 ※1」	建築基準法上の用途が 「工場等 ※1」以外
300未満		18,790	87,130	9,410	43,580
300以上	2000未満	37,550	146,090	18,790	73,060
2000以上	5000未満	95,170	236,540	47,600	118,290
5000以上	10000未満	143,410	308,970	71,720	154,470
10000以上	25000未満	178,250	371,210	89,140	185,620
25000以上		221,130	435,530	110,580	217,780

②非住宅で評価手法が標準入力法の場合

延べ面積 (㎡) ※3		計画変更又は軽微変更該当証明書 ※2			
		建築基準法上の用途が 「工場等 ※1」	建築基準法上の用途が 「工場等 ※1」以外	建築基準法上の用途が 「工場等 ※1」	建築基準法上の用途が 「工場等 ※1」以外
300未満		22,810	227,830	11,420	113,930
300以上	2000未満	42,910	368,530	21,410	184,280
2000以上	5000未満	101,870	525,980	50,950	263,010
5000以上	10000未満	150,850	647,920	75,410	323,910
10000以上	25000未満	186,290	765,840	93,160	382,940
25000以上		230,510	873,710	115,270	436,870

※1 工場等・・・建築物エネルギー消費性能基準に適合させるべき評価対象が照明設備の一次エネルギー消費量のみの場合又は当該評価対象がない場合。工場、危険物の貯蔵または処理に供するもの、水産物の養殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設、で適合性判定を要するもの。

※2 軽微変更該当証明書・・・計画の根本的な変更を除き、再計算により基準適合が明らかな変更(軽微な変更ルートC)の場合に交付する証明書
 ※3 適用区分面積・・・手数料算定に係る面積は、新築、増築又は改築に係る非住宅の床面積の合計(外気に対して高い開放性を有する部分の床面積は除かない)

※4 評価手法が簡易な計算方法・・・基準省令第1条第1項第1号口に定める評価手法(おもにモデル建物法)

備考
 ・増改築については、増改築部分の床面積のみを対象として手数料を算定する。
 ・部分によって工場等とそれ以外の複合用途の場合、区分ごとの面積に応じた手数料を足し合わせた申請手数料とする。

③住宅(一戸建て住宅、共同住宅)の場合

延べ面積 (㎡)		計画変更又は軽微変更該当証明書 ※1					
		仕様基準	仕様・計算 併用法	標準計算法	仕様基準	仕様・計算 併用法	標準計算法
戸建	200未満	17,450	25,490	34,200	8,740	12,760	17,120
	200以上	18,790	28,170	38,220	9,410	14,100	19,130
共同 住宅	300未満	32,860	50,950	69,040	16,450	25,490	34,540
	300以上 2000未満	57,050	85,790	115,270	28,570	42,910	57,650
	2000以上 5000未満	103,210	149,440	196,340	51,620	74,740	98,190
	5000以上	156,140	218,450	281,430	78,090	109,240	140,730

※1 軽微変更該当証明書・・・計画の根本的な変更を除き、再計算により基準適合が明らかな変更(軽微な変更ルートC)の場合に交付する証明書

備考
 ・増改築については、増改築部分の床面積のみを対象として手数料を算定する。
 ・長屋、寄宿舎については共同住宅に該当する。
 ・仕様基準については、建築確認申請での審査も可能である。
 ・共同住宅の共用部分の評価をしない場合については、共用部分の面積を除いた面積で手数料を算定することが出来る。
 ・戸によって異なる評価手法を用いる場合は、評価手法ごとの面積に応じた手数料を足し合わせた申請手数料とする。

④複合建築物の場合

住宅と非住宅の複合建築物は、住宅部分の手数料(③)と非住宅部分の手数料(①または②)の合計とする。

【3】標準的な手数料算定フロー

